

第6回武豊ふれあい山車まつり公式認定グッズ募集要項

1. 趣旨・目的

この要項は、2019年10月13日（日）（※雨天順延の場合は10月14日（月祝））に、第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会（以下、「主催者」という。）が主催となり開催される第6回武豊ふれあい山車まつり（以下、「山車まつり」という。）において、山車まつりの公式認定グッズの募集に関する事項を定めるとともに、山車まつりのPRと山車を始めとする伝統文化の普及啓発に寄与することを目的とする。

2. 募集期間

2019年5月7日（火）～6月28日（金）（郵送の場合は必着）

※直接持参される場合は役場開庁時間（8:30～17:15）で受け付けます。

3. 申込方法

申込方法：下記提出先に提出物を直接持参するか、郵送により提出すること（FAX、メール、電話による申し込みは不可）

提出先：第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会 事務局
（武豊町役場企画政策課内）

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

提出物：申込書、サンプル品（1グッズにつき1点）

4. 問い合わせ先

第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会 事務局（武豊町役場企画政策課内）

TEL：0569-72-1111（内線514）

FAX：0569-72-1115

メール：kikaku@town.taketoyo.lg.jp

5. 認定料

- ・認定料は無料とする。
- ・「認定シール」については認定後、申込者で購入し、認定グッズ1品ごとに貼付すること。

6. 認定グッズの選定基準

- ①山車まつりをイメージしたオリジナル商品であること
- ②商品と価格のバランスが取れていると認められるもの

- ③商標や著作権を侵害していないこと
- ④購入者の持ち運びやすさなど、考慮がされていること
- ⑤公の秩序もしくは善良な風俗に反しないと認められるもの
- ⑥特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがないと認められるもの
- ⑦青少年の保護、健全育成の観点から不適切でないと認められるもの
- ⑧武豊町および山車まつりのイメージを損なう恐れがないと認められるもの

7. 認定方法

主催者が組織する審査委員会において「6. 認定グッズの選定基準」に沿って審査し、認定する。

8. 公式認定グッズの販売について

- ・公式認定グッズは、8月頃から販売可能とします。(別途ご連絡します)
- ・山車まつり開催当日の販売については、山車まつり会場において公式認定グッズ販売所を設置しますので、各出品者で販売して頂きます。
- ・山車まつり開催後も、出品者の事業所において販売可能です。
- ・希望者には、山車まつり開催前や、山車まつり開催後に味の蔵たけとよで代行販売が可能です(販売手数料がかかる場合があります)

9. 販売方法

- ・認定グッズには所定の「認定シール」を申込者で購入し、グッズ1品につき認定シールを1枚貼付して販売すること。
- ・代金引換等にてグッズの購入の希望があった場合も、申込者にてご対応をお願いします。

10. 違反行為

下記の行為が判明した場合は、公式認定グッズの取り消しおよびその申込業者は販売を不可とし、HP等での公表を行う。

- ・申請商品とは異なる商品に無断で認定シールを貼付して販売した場合
- ・申請商品に認定シールを故意に貼付せず販売した場合。
- ・申請価格以上で販売した場合、もしくは販売しようとした場合
- ・無断で山車組に関わるものを引用した場合
- ・強制的な販売、強引な客引き等、消費者の迷惑となる行為をした場合
- ・届出以外の販売場所でグッズの販売を行った、もしくは行おうとした場合
- ・その他、主催者が違反であると判断した場合

1 1. 公式認定グッズの認定を受けた者の責務

- 粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故が起こらないよう万全の配慮を行うこと
- 万が一、不良品等が発生し購入者、使用者に責任を問われた場合は、各申込者にて誠意を持って対応すること。また、必要があれば主催者へ報告すること

1 2. その他

この要項に定めることのほか、公式認定グッズに関し必要な事項については主催者が別に定める。

1 3. 施行日

この要項は、2019年5月7日から施行する。